

新宿区高齢者自立支援住宅改修及び日常生活用具給付事業実施要綱

22 新福介給第 925 号決定

27 新福介給第 964 号決定

(目的)

第1条 この事業は、高齢者のいる世帯に対し、その者の居住する住宅の改修や日常生活用具(以下「住宅の改修等」という。)の給付を行うことによって、転倒予防、動作の容易性の確保、行動範囲の拡大等、高齢者の在宅生活における自立を支援することを目的とする。

(給付対象者)

第2条 給付対象者は、区内に住所を有する65歳以上の者であって、身体機能の低下等によって現に居住している住宅の改修等が必要と認められる者で、介護保険法の認定結果が「非該当」の判定を受けた者とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、対象から除く。

- (1) 住宅の新築、建替え等による全面的な改修に伴う住宅の改修等
- (2) 自己の所有でない住宅に居住する者であって、住宅の所有者又は管理者から住宅の改修等について承諾が得られない場合

(給付種目)

第3条 住宅改修等の種目及び内容は、別表の種目欄及び内容等欄に掲げるとおりとする。

(給付限度額及び方法)

第4条 前条に規定する給付限度額は、別表に定める。ただし、住宅の改修等に要する費用が、給付限度額以下の場合その額を上限額とする。

2 給付する額は、前項に規定する給付限度額もしくは上限額に10分の1(介護保険法施行令第22条の2に規定する所得の額に該当する場合にあつては、10分の2)を乗じて得た額。(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を差し引いた額(以下「区負担額」という。)とする。

3 給付は、改修工事の施工業者(以下「施工業者」という。)に区負担額を支払うものとする。

(申請)

第5条 住宅改修等を希望する対象者(以下「申請者」という。)は、改修工事に着手する前に、介護保険証を提示のうえ、自立支援住宅改修及び日常生活用具給付申請書(第1号様式)により、区長に申請するものとする。

(調査)

第6条 区長は、前条の申請があつたときは、申請者の住宅において心身の状況及び住居の状況等を調査(以下「訪問調査」という。)のうえ、当該住宅改修等の必要性、効果及び利便性を調査するものとする。

(決定)

第7条 区長は、前条の調査を踏まえて、給付の可否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により給付することを決定したときは、申請者に対し自立支援住宅改修及び日常生活用具給付決定通知書(第2号様式)を送付するとともに、施工業者に対し自立支援住宅改修及び日常生活用具給付委託通知書(第3号様式)を送付する。

3 区長は、第1項の規定により、給付しないことを決定したときは、申請者に対し自立支援住宅改修及び日常生活用具給付不承認通知書(第4号様式)を送付する。

(工事完了届)

第8条 前条第2項の規定により自立支援住宅改修及び日常生活用具給付券(兼完了届)の送付を受けた施工業者が住宅改修等を完了したときは、次に掲げる書類を区長に提出するものとする。

(1) 自立支援住宅改修及び日常生活用具給付券(兼完了届)

(2) 改修工事後の写真(完了年月日が特定できるもの)等

2 区長は、前項の書類に提出があったときは、改修工事の適否について審査し、必要と認められる場合には、次の各号の処置をとることができる。

(1) 改修工事の施工に、瑕疵があると認められるときは、施工業者に対し再度改修等を命ずることができる。

(2) 第7条第2項の規定により給付の決定を受けた申請者(以下「受給者」という。)が改修工事内容を著しく変更して施工業者に工事を指示したと認められるときは、受給者に対し改善命令を行い、又は給付の決定を取り消すことができる。

(費用負担)

第9条 受給者は、住宅改修等に要する費用のうち、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 第4条に規定する給付限度額もしくは上限額に10分の1(介護保険法施行令第22条の2に規定する所得の額に該当する場合にあっては、10分の2)を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。なお、生活保護受給者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者は、費用負担を要しない。

(2) 別表に定める給付限度額を超えた額

(負担額の支払)

第10条 受給者は、改修工事が完了したとき、前条に規定する負担額を直接、施工業者に支払わなければならない。

(請求及び支払)

第11条 施工業者は、区負担額について、区長に請求するものとする。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、改修工事の完了を確認後、施工業者に区負担額を支払う。

(設備の管理)

第12条 受給者は、当該用具及び改修工事により設置された設備を目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

種 目	内容等	給付限度額(税込)
住宅改修	(1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑りの防止 (4) 引き戸等への扉の取り替え (5) 洋式便器等への便器の取り替え (6) (1)～(5)に附帯して必要な工事	200,000円
腰掛便座(ポータブルトイレを除く)	高齢者の排便のために便利なものであること。	51,500円
スロープ	工事を伴わずにしっかり固定することができ、安全に利用するため、十分な強度を有するものであること。	50,500円
歩行支援用具	おおむね次の性能を有する手すり等であること (1)高齢者の身体機能を十分踏まえたもので、必要な強度と安全性を有するものであること。 (2)転倒予防、立ち上がり動作の補助等の目的に適合するものであること。 (3)工事を伴わないものであること。	53,600円
入浴補助用具	入浴の際し、座位の維持、浴槽に入水等の補助が可能な用具であること。	90,000円